

## 第 36 回 定例農業委員会議事録

令和 5 年 7 月 5 日（水）午後 4 時より、JA にしみの中部支店 3 階大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（16名）

	8	清水 峰幸	15	高木 正美		
2		佐竹 静	9	林 新太郎		
3		棚橋 新一		17	辻元 政博	
4		岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5		森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6		吉田 和郎	13	山田 敏治		
			14	吉田 幹夫		

### 欠席委員（3名）

1	河合 稔	10	國枝 義見		
7	傍島 勝美				

### その他の出席者（5名）

安藤事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

### 議案

議案第 568 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 569 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 570 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 36 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第36回定例農業委員会を始めたいと思います。  
本日の議事録署名者に、5番 森委員、15番 高木委員の両名の方  
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。  
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第568号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議  
題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第568号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂  
きます。

2件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、  
農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しておりま  
す。

1番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、327㎡で、ござ  
います。取得後は野菜、竹の子の栽培が行われる予定です。取  
得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、1,046㎡でございます。取得  
後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用さ  
れるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた  
しまして、次に移らせていただきます。

議案第569号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題  
に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第569号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、畑、2筆合わせて、1, 253㎡で、農家住宅・物置・倉庫でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第570号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第570号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

まず、2ページをお願いします。第5条の2番の案件につきましては、転用目的が定まってないとのことから、6月30日付けで、取下げの申請がございまして、今回の定例会の審議の対象外となりましたので、委員さまにおかれましては、お配りした議案に、横線などの削除をお願いします。

1ページのお戻りください。

農地法第5条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、所有権移転により、田、4, 057㎡で、運送業事務所・駐車場・作業場でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。「許可項目は申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっても目的が達成できない場合の転用」に該当します。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第36号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第36号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

1番、田、1,034㎡で、集合住宅でございます。

2番、田、481㎡で、製造業倉庫でございます。

3番、畑、65㎡で、一般個人住宅(車庫)でございます。

4番、畑、田、3筆合わせて、1,350㎡で、建設業資材置場でございます。

5番、田、2筆合わせて、540㎡で、貸駐車場でございます。

3ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、27件申請されています。

6番、所有権移転によります、田、4.3㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、3.93㎡で、一般個人住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、3.88㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、140㎡で、一般個人住宅ござ

います。

- 10番、使用貸借権によります、田、394㎡で、一般個人住宅でございます。
- 11番、所有権移転によります、田、939㎡で、建売分譲でございます。
- 12番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,004㎡で、建築業資材置場でございます。

4ページをお願いします。

- 13番、所有権移転によります、田、469㎡で、共同住宅でございます。
- 14番、所有権移転によります、田、347㎡で、建売分譲でございます。
- 15番、所有権移転によります、田、337㎡で、建売分譲でございます。
- 16番、所有権移転によります、田、1,009㎡で、宅地分譲でございます。
- 17番、所有権移転によります、田、623㎡で、貸駐車場でございます。
- 18番、所有権移転によります、田、1,923㎡で、宅地分譲でございます。

5ページをお願いします。

- 19番、所有権移転によります、田、757㎡で、宅地分譲でございます。
- 20番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、363㎡で、不動産業駐車場でございます。
- 21番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、906㎡で、宅地分譲でございます。
- 22番、所有権移転によります、畑、280㎡で、一般個人住宅でございます。
- 23番、所有権移転によります、田、460㎡で、分譲住宅でございます。
- 24番、所有権移転によります、田、198㎡で、一般個人住宅でございます。

います。

25番、所有権移転によります、田、992㎡で、製造業資材置場及び駐車場でございます。

26番、所有権移転によります、畑、307㎡で、電気工事業駐車場でございます。

6ページをお願いします。

27番、所有権移転によります、田、331㎡で、一般個人住宅でございます。

28番、賃貸借権によります、田、998㎡で、製造業工場でございます。

29番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、385㎡で、一般個人住宅でございます。

30番、所有権移転によります、田、480㎡で、建売住宅でございます。

31番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、481㎡で、分譲住宅でございます。

32番、所有権移転によります、田、723㎡で、建売分譲でございます。

続きまして、買受適格証明願について、説明させていただきます。

買受適格証明願については、3件申請されています。

農地の公売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願が出ているものでございます。

農地法第5条関係の買受適格証明願は、転用目的であり、内容は農地法5条の届出と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第5条の届出をしていただくこととなります。

33番、田、2筆合わせて633㎡で、貸駐車場でございます。

7ページをお願いします。

34番、田、2筆合わせて633㎡で、分譲住宅でございます。

35番、田、628㎡で、分譲住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、6件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

36番、田、488㎡でございます。

37番、田、畑、7筆合わせて、5,796㎡でございます。

38番、田、3筆合わせて、2,048㎡でございます。

39番、田、1,524㎡でございます。

40番、田、992㎡でございます。

41番、田、畑、6筆合わせて、9,163㎡でございます。

8ページをお願いします。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、17件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

42番、田、394㎡でございます。

43番、田、7筆合わせて、5,108㎡でございます。

44番、田、宅地(現況:畑)、6筆合わせて、3,677.73㎡でございます。

45番、田、畑、6筆合わせて、1,482㎡でございます。

9ページをお願いします。

46番、畑、地沼（現況：畑）、田、8筆合わせて、2,976㎡でございます。

47番、田、209㎡でございます。

48番、田、1,193㎡でございます。

49番、田、畑、9筆合わせて、4,360㎡でございます。

50番、畑、宅地（現況：畑）7筆合わせて、957.02㎡でございます。

10ページをお願いします。

51番、田、3筆合わせて、2,458㎡でございます。

52番、宅地（現況：田及び畑）、畑、田、11筆合わせて、10,980.68㎡でございます。

53番、田、4筆合わせて、1,790㎡でございます。

54番、田、546㎡でございます。

55番、田、1,788㎡でございます。

56番、田、442㎡でございます。

57番、田、956㎡でございます。

11ページをお願いします。

58番、田、畑、10筆合わせて、7,982㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

これをもって、本日の農業委員会を終わらせていただきます。



午後4時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和5年7月5日

議長（会長代理）

岩井豊太郎

議事録署名者

森 千尋

議事録署名者

高木正美

